

令和6年度第3回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2024年9月9日（月）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

区政課長の江積でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまより、令和6年度第3回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

本日は、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例及び第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の答申案、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考についてご審議いただく予定となっております。

委員の皆様におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、説明に入る前に、本日の資料並びに留意事項等についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、資料1-1から資料3-4になります。また、座席表、委員名簿、審議会規則を机上配付しております。

なお、臨時委員の大鹿委員、鎌田委員、鈴木委員、前田委員におかれましては、委嘱させていただいている審議事項の関係上、次第2までのご参加となります。そのため、資料3-1から3-4につきましては配付しておりませんので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、荒木委員から更生保護関係のチラシが配付されておりますので、そちらも後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、留意事項ですが、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

留意事項等の説明は以上になります。

本日は、17名の委員にご出席をいただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

なお、本日の次第3、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考につきましては、表彰候補者の個人情報を取り扱うため、この部分については会議を非公開とし、資料3-2、3-3、3-4につきましては、審議会終了後に回収させていただき取扱いにしたいと思っております。

委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長にお願ひしたいと思います。

神元会長、よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(鈴木犯罪被害者支援担当係長) 犯罪被害者支援担当係長の鈴木でございます。

次第の1、(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例につきましてご説明いたします。

次第1に関する配付資料は、資料1-1の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表と資料1-2の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」に関する答申案でございます。

本日は、まず初めに、資料1-1の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表の内容についてご説明した後、資料1-2の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」に関する答申案の内容についてご説明いたします。

それではまず、資料1-1の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の想定規定項目」新旧対照表についてご説明をいたします。

資料1-1をご覧ください。

この資料は、前回の審議会でのご意見等を踏まえまして、想定規定項目の変更点を記載した資料でございます。

前回の審議会からの変更点は1点で、変更箇所は、「1 条例の目的」についてでございます。

修正内容は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」という文言を、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図る」に変更するものです。

資料1-1の左側、修正前の文言は犯罪被害者等基本法の条文を引用したものでしたが、前回の審議会におきまして、前田委員から、「権利利益の保護」という文章について、「利益」という文言を削除し、「尊厳」という文言を盛り込んでほしいとのご意見がありましたので、このご意見を踏まえまして、資料1-1の右側のとおり修正案を作成いたしました。

このように修正する理由といたしまして、まず、用語の意味の観点からのご説明でございますが、「尊厳」とは、「尊く厳かで侵しがたいこと」という意味でありまして、一般的に「個人としての尊厳」という使われ方をするように、人として生まれながらに当然有する根源的なものです。一方、「権利」は、「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法が一定の資格を有する者に賦与する力」という意味でありまして、年齢、性別、居住地等、その人の属性によって賦与されるものです。そのため、「尊厳」は「権利」よりも上位の概念であると考えております。

そこで、「尊厳」と「権利」の概念の違いから、「尊厳、権利」や「権利、尊厳」と同列に併記をするのではなく、「個人としての尊厳の保持」、「権利の保護」というように、それぞれの語句の概念に即した規定ぶりとしたものです。

また、「権利利益の保護」の「利益」の文言については、前回の審議会におきまして、誤解や偏見を防ぐため、「利益」という文言を取るべきであるとのご意見がありましたので、「利益」の文言を削除し、犯罪被害者等の権利の保護と規定することとしたものです。

資料1-1の説明は以上でございます。

続きまして、資料1-2の「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」に関する答申案についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

この資料は、令和5年度第2回の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、札幌市長から本審議会宛てに諮問をいたしました「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について」に対する本審議会からの答申書の案でございます。

答申書の案の内容は、本年6月7日に行った令和6年度第1回審議会、7月10日に行った令和6年度第2回審議会における議論等を踏まえた条例規定想定項目に加え、その他審議経過等を記載したものとなっております。

本日の審議会にてご了承をいただきましたら、今月中に審議会会長から市長に答申書を手交いただく予定となっております。

その後は、事務局にて答申内容を基に市議会への報告を行い、パブリックコメントを経て、議案、つまり条例の形式での案を市議会へ上程する予定となっております。

それでは、具体的な答申案の内容についてご説明いたします。

まず、答申案の1ページをご覧ください。

1ページでは、「はじめに」というページを設けております。

こちらは、犯罪被害者等を取り巻く状況、本条例の制定について検討を行った経緯、審議経過等について、神元会長にご相談させていただきながらまとめたものを掲載しているところでございます。

続きまして、2ページにつきましては、本審議会における審議経過を記載しております。

本審議会への札幌市長からの諮問から、各回における審議、そして、札幌市長への答申書の手交までの流れを記載し、そして、3ページには、今回の諮問に当たりご審議いただいた委員の皆様の名簿を記載しているところでございます。

続きまして、4ページ以降につきましては、今般の諮問に対する答申の主たる部分であります条例案の想定項目を記載しております。

各項目につきましては、既にこれまでの審議会の中でご説明をいたしまして議論をいただいておりますので、本日改めてのご説明は割愛させていただきます。

(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、諮問後、審議会におけるご審議の中で、委員の皆様から、専門的な見地による様々なご意見をいただきました。

ご審議により、犯罪被害者等に寄り添う視点や、市内部での連携を強化する意識等の要素が盛り込まれ、当初の事務局案からより良い条例素案の内容となったものと考えております。

この場をお借りして、委員の皆様には深く感謝申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました内容について、審議に移ります。

皆様、意見、質問等がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 それでは、特に修正すべきという意見等はないようでございますので、大丈夫ですね。

ということで、答申案につきましては、審議会における可否を確認いたします。

市長への答申につきまして、審議会ですとまとめたこの案で行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○神元会長 皆様、ありがとうございました。

それでは、この内容をもって、札幌市長に答申することを決定させていただきます。

それでは、事務局から、今後の流れについての説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 今後についてですが、本日の審議内容を踏まえて確定した答申書を、委員の皆様を代表いたしまして神元会長から札幌市長へ答申を行っていただきたいと思います。

なお、答申書につきましては、追って委員の皆様へ郵送させていただきたいと考えております。

また、答申後の流れですが、事務局にて答申内容を反映した条例素案を作成いたします。その条例素案につきましては、パブリックコメントという手続により、1か月ほどの期間で市民の皆様からご意見を賜ります。その後、市議会にて条例案の審議をいただく予定です。

委員の皆様に対しましては、今後も適宜情報提供をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、次第2について事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 地域防犯担当係長の下川原でございます。

説明資料は、お手元の資料2-1の「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について 答申案」、資料2-2の「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について 答申案の概要」、資料2-3の「新旧対照表」となります。

それでは、資料2-1の答申案の冊子をご覧ください。

こちらは、これまでの審議会ですいただきました第4次基本計画の素案に対するご意見等

を整理し、答申案としてまとめたものとなります。

これから、この答申案の内容についてご説明いたしますが、その中で、前回の審議会でいただきましたご意見とその対応状況についても併せてご説明したいと思います。

修正前と修正後の文言等の比較については、資料 2 - 3 の新旧対照表に記載されておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、答申案の冊子の表紙をめくっていただきますと、まず、「はじめに」というページを設けております。

こちらには、第 4 次基本計画の策定について検討を行った経緯や目的、審議経過などについて、神元会長に相談させていただきながらまとめたものを掲載しております。

その次のページは目次となっております、さらにページをめくっていただきますと、第 1 章計画の策定にあたってとなります。

「1 計画策定の趣旨」については、これまでの計画の策定経過や計画策定の根拠となる条例などについて記載しておりますが、前回の審議会でのご意見を受けまして、一部、本文の修正を行っております。

主な修正箇所ですが、ページ中段より下の段落、「第 3 次計画の計画期間は」から始まる部分と最後の段落、「なお、本計画は」から始まる部分でございます。

修正前の本文との比較については、新旧対照表の 1 ページ目の下から 2 ページ目の上段にかけて記載しているところでございます。

こちらの修正ですが、この計画が犯罪被害者等に対する支援に関する計画であることをより明確にすることを意図した修正となっております。

続きまして、答申書本書の 2 ページをご覧ください。

こちらは、前ページから安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪を説明した本文となっておりますが、事務局にて改めて検討を行った結果、最後の一文の「なお」以下の文章を追加したいと考えております。

追加した文章を読み上げます。

「なお、犯罪被害者等に対する支援に関しては、害を被ることとなった犯罪等の種別による制限はなく、個別具体の施策ごとにその対象者を適切に設定していくこととしています。」

本計画は地域防犯の推進に関する計画と犯罪被害者等支援に関する計画から構成されておりますが、それぞれの計画が対象とする犯罪の範囲が異なっております。

当初の素案では、安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪、つまり、地域防犯の推進に関する計画に係る犯罪の範囲のみを記載していたため、犯罪被害者等支援の分野においても犯罪の種別等による制限があるものと誤解を招くおそれがありました。

犯罪被害者等支援に関しては、被害者が受ける犯罪の種別に制限がないことを明確にするため、この「なお」以下の文章の追加が必要と考えたところでございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

3 ページの一番下の段落、「なお」以下の文章のところに交通安全というキーワードがありますが、そこに注釈記号を入れておきまして、文末にその説明の追加をしたいと考えているところです。

前回の審議会におきまして、事務局より、交通関係事犯を減らすための取組については、本計画とは別の交通安全計画に基づいて推進していることを説明しましたが、本計画の中にもその内容を明記することが適切であるものと考えまして、このような修正をさせていただきます。

続いて、4 ページをご覧ください。

犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方が記載されている部分です。

本文の構成については、当初の素案からほとんど変わっておりませんが、先ほどの次第 1 の中でご審議されましたとおり、「権利利益の保護」という表現については見直すこととなりましたことから、「利益」という表現は削除し、「個人としての尊厳の保持」という文言を追加したところでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

「5 計画の位置付け」の部分ですが、この計画が犯罪被害者等支援も含まれていることが分かるように、図の右側の第 4 次計画と書かれた緑色の囲みの中に、犯罪被害者等支援というものを記載させていただきました。

こちらの修正は、前回の審議会でも、前田委員からいただいた、「この計画が、犯罪被害者等支援条例が加わったことが分かるような名称を検討してほしい」といった趣旨のご意見を踏まえたものであり、まずは本文の中ででき得る修正をさせていただきました。

なお、計画の名称に関しましては、この計画が具体的にどのような取組を行っていくものなのか明確に示すことは重要な視点となりますので、計画の副題として、「地域防犯推進・犯罪被害者等支援」というキーワードを明記することといたしました。

説明と資料上の順序が前後して恐れ入りますが、新旧対照表の 1 ページ目の最初の修正内容として、副題の追加についてお示ししているところでございます。

答申案の本書の説明に戻ります。

本書の 6 ページをご覧ください。

ここからは、「第 2 章 犯罪の現状と課題」として、13 ページまでは、主に札幌市における各種犯罪統計の推移を掲載しております。

この各種統計の掲載項目につきまして、前回の審議会におきまして、前田委員から、「交通犯罪の被害も犯罪被害者等支援の対象であることを明確にするため、また、交通事故被害の実態を認識してもらうためにも、交通事故の発生件数というものを追加してほしい」といったご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、13 ページに、新たな統計項目として札幌市における交通事故の発生状況を追加し、過去 10 年の人身事故の発生件数、負傷者数、死者数の推移を追加いたしました。

続いて、14ページから22ページまでは、市民意識の実態として、インターネットアンケートの回答結果を、第3次計画の初年度である令和2年度と最終年度である令和6年度の比較を掲載しております。

このアンケート回答結果の掲載項目につきましては、事務局において改めて検討を行いまして、最後の22ページの「サ 犯罪被害者等への支援は必要だと思いますか」という設問に対する回答結果を追加いたしました。

こちらの設問は、本計画の成果指標となっておりますので、追加したものでございます。

なお、本設問は、令和6年度のアンケートから追加した項目であるため、令和2年度との比較は行っておりません。

続いて、23ページからは、第3次計画の検証をまとめた構成となっており、24ページには、第3次計画で定めた三つの成果指標の達成状況を、25ページ、26ページには、重点テーマにおける達成目標の達成状況を掲載しております。

続いて、27ページから31ページについては、第3次計画の基本方針ごとの取組成果を掲載しております。

その次の32ページで第3次計画の総括と方向性をまとめております。

こちらにつきましては、前回の審議会でご説明しましたとおり、課題認識の部分を当初の素案から大きく修正しております。

続いて、34ページの「第3章 計画の構成」をご覧ください。

本章では、第4次計画における目標や基本方針などの計画の構成を示すとともに、目標の達成状況を把握するための成果指標を掲載しております。

計画では四つの基本方針を定めておりますが、前回の審議会でのご意見を踏まえ、基本方針及び基本施策の表現を一部変更しております。

変更した1点目は、35ページ上段の四角囲みです。こちらは、基本方針1の基本施策となりますが、一つ目の基本施策「ア 防犯意識、防犯力を高めるための情報提供」の部分です。

こちらの変更は、新旧対照表の8ページをご覧ください。

新旧対照表の8ページの中段の四角囲みのところですが、当初の計画素案では、冒頭に「個人の」という文言が入っておりました。この件については、前回の審議会、神元会長から、「『個人の』という表現があると事業者向けの情報提供はないイメージを持たれるかもしれない」といった趣旨のご意見をいただいております。対象を特定しないような表現とするため、「個人の」という文言を削除したものでございます。

2点目の変更点でございますが、答申案の本書の36ページの中段の下の黄色い囲みの「基本方針4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する」の部分でございます。

新旧対照表の8ページの下段でございますとおり、当初の素案では、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」としておりました。

この件については、前回の審議会では、前田委員から、「犯罪被害者等支援条例ができて、計画があるということをもっと明確にするため、基本方針のタイトルは条例の表現と合わせたほうが良い」といった趣旨のご意見をいただいていたところでございます。

前回の審議の中で、条例の規定想定項目の「3 基本理念」の中で使用していた「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」という文言を、「安心して暮らすことができるよう」に変更することでご了承いただいておりますので、計画上の表現も同様に修正させていただきました。

さらに、条例の理念には、関係機関等との相互連携による支援の推進についても規定することが想定されておりますので、基本方針の中に「関係機関等と連携・協力して」という文言を追加したいと考えております。

また、37ページの四角囲みの中に、この基本方針にぶら下がる基本施策が五つ記載されておりますけれども、こちらにつきましても修正を行ったものとなります。

修正前は、新旧対照表の9ページにありますとおり、四つの基本施策で構成されておりました。

この件については、前回の審議会において、大鹿委員から、「基本計画における基本施策と犯罪被害者等支援条例の規定想定項目「3 基本理念」をそろえるべき」といった趣旨のご意見がございました。

基本計画の構成ですが、基本方針で理念等の大きな方向性を記載し、基本施策で具体的な施策の内容を記載するものとしております。条例の規定想定項目「3 基本理念」は、施策を行う上で、全ての施策、取組に共通する理念であります。

先ほどご説明しましたとおり、計画における基本方針もこの基本理念から引用し、「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携、協力して支援する」というものにしております。ただ、大鹿委員がご指摘のとおり、今般ご審議いただいております「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」の内容と基本計画の構成は可能な限り連動していることが望ましいと考えますので、修正案のとおり、基本施策の部分を、条例の規定想定項目「6 相談及び情報の提供等」から、「10 意見等の反映」までの具体的な施策内容と連動するような項目名といたしました。

これによって、条例による施策の要素と計画における基本施策が一致する構成になったと考えております。

続きまして、38ページをご覧ください。

こちらには、第4次計画の重点テーマである「子どもの安全」と「高齢者の安全」の設定理由とその達成目標を掲載しております。

その次の39ページには、第4次計画の成果指標を掲載しております。

こちらの成果指標に関しましては、前回の審議会では、皆川委員から2点のご意見をいただいております。

1点目は、目標値に関するもので、「子どもと高齢者の安全を重点テーマに設定するの

だから、成果指標の「2 子どもの被害件数」と「3 高齢者の被害件数」については、「1 刑法犯認知件数」よりも高い減少率、目標値を設定すべきではないか」といった趣旨のご意見でございました。

この計画の基本目標である「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」というものは全ての世代に共通した願いであることから、犯罪被害の件数についてもあらゆる世代の犯罪被害を等しく減らしていくことがこの計画の目指すべき方向性であるものと考えております。

つきましては、「子どもの被害件数」、「高齢者の被害件数」とともに、当初案の数値を目指していくこととしたいと考えております。

ただし、子どもは大人に比べて身体的、精神的な面において未熟な点があり、自ら犯罪被害を免れることが困難である場合があることや、高齢者につきましては、その世代を狙った特殊詐欺をはじめとする深刻な被害が広がっているといった背景がありますことから、特に配慮が必要だという認識の下、重点テーマとして、子どもと高齢者の安全に関する取組を推進してまいりたいと考えております。

成果指標に関する2点目のご意見ですが、「成果指標に特殊詐欺の被害額を入れてほしい」というものでございました。

特殊詐欺の被害額については、その年により大きく金額が増減しており、計画の取組内容を評価する指標として活用することは難しいものと考えております。

しかしながら、被害額の増減というものは、詐欺の手口や対応に大きく影響するものであることから、被害防止対策を検討していく上で、その推移というものは、今後も注視していく必要があるものと認識しております。

また、被害額というものは、特殊詐欺に対する警戒意識を喚起する上で、訴求力が高い指標と言えることから、特殊詐欺被害防止のための広報啓発の実施に当たっては、引き続き、被害額も用いながら、効果的に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、40ページの「第4章 計画体系と取組」をご覧ください。

本章では、各基本方針、基本施策に紐づく具体的な取組内容が掲載されております。

前回の審議会から、新たな取組として追加した項目は2項目となります。本日は、その2項目についてご説明いたします。

49ページをご覧ください。

基本方針2の基本施策2「協働による連携体制の充実」の取組項目として、「46 事業者との連携の促進」を新たに追加いたしました。

こちらは、前回の審議会でも、皆川委員から、「特殊詐欺の被害防止に関して、金融機関やコンビニに対する協力要請など、札幌市がリーダーシップを取って行う取組を入れていただきたい」といった趣旨のご意見をいただきましたことを受けて追加した取組となります。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進していく上で、民間事業者との連携は非常に

重要であるものと考えております。

特殊詐欺の防止に関しては、コンビニとの広報面での連携を実施しておりますが、それ以外にも、「ながら見守り」活動や子ども110番の店など、事業者と連携している取組もあることから、計画の中でも、事業者との連携促進の取組を位置づけていくことが適当であるものと考え、この取組を追加いたしました。

なお、事業者との連携促進については、59ページ「第5章 計画の推進」の推進体制の図の中にも、札幌市の連携の相手方として、右下のグループの部分に「関係機関・団体・事業者」と記載し、民間事業者も連携対象であることを明確に位置づけたところでございます。

新たに追加した取組の説明に戻りたいと思います。

戻って、57ページをご覧ください。

基本方針4の取組が掲載されているページでございますが、中段の「95 民間支援団体への支援」が新たに追加した取組となります。

こちらは、条例の規定想定項目「8 民間支援団体への支援」と合わせる形で基本施策を設定いたしましたので、その具体的な取組項目として追加したものでございます。

内容としましては、民間支援団体の活動に資するような情報の提供や民間支援団体が行う事業に対する後援などを想定しております。

続きまして、59ページ「第5章 計画の推進」をご覧ください。

先ほど、推進体制の図の修正についてご説明いたしましたけれども、本文の修正も行っております。

前回の審議会におきまして、大鹿委員から、「計画の中に犯罪被害者等支援の関係機関との連携という要素を盛り込んでほしい。関係機関との会議等による連携を図ってほしい」といった趣旨のご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、こちらの本文の最後の段落に「なお」以下の文言を追加し、関係機関との連携を行い、計画を推進していく旨を明記いたしました。

続きまして、資料編の説明をさせていただきます。

61ページをご覧ください。

こちらは、本審議会の委員名簿を掲載しております。

続いて、62ページをご覧ください。

審議会における本計画の策定に係る審議経過等をまとめております。

今年3月の計画策定の諮問を受けまして、6月、7月の審議会における審議を経て、本日、この答申案という形になりました。

限られた時間の中での審議とはなりましたが、その中でも、現在の犯罪情勢を踏まえた課題認識に関するご意見や計画の成果指標に関するご意見など、多くの貴重なご意見をいただき、この答申案に反映することができました。

また、第4次計画は、新たに制定される「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」に基

づく計画であるという位置づけであることから、犯罪被害者等支援に関するご意見も多くいただきまして、施策の体系など、よりよい形に整理することができたものと事務局では感じているところでございます。

そのほか、委員それぞれのご専門の立場から犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する知見を賜りまして、今後の具体的な施策を検討していく上でも大変有意義な機会であったものと認識しております。

改めまして、委員の皆様には深く感謝を申し上げます。

答申案の説明につきましては、以上となります。

なお、資料2-2「答申案の概要」につきましては、前回配付しました概要版を更新したもので、修正箇所は答申案の修正に沿ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました内容についての審議に移ります。

皆様、意見、質問等はございますでしょうか。

○皆川委員 皆川です。

私から、成果指標のところを確認したいのですけれども、まず、感想としては、重点項目である子どもと高齢者の件数が高めの目標とならなかったことが、ちょっと残念だなという気がいたします。

ただ、それは了承いたします。

それで、今日の会議でということではないのですが、そもそも、今まで説明を聞いていなかったという点についてなのですけれども、成果指標の1、2、3の目標値については、基準値から2割の減を目指すということで、8掛けして端数を切下げというか、きれいにしている、そういった数字の設定だと思うのです。これは、実績の過去からのトレンドがあって、コロナがあって、特殊な状況の年代における設定かなという気はするのですが、この2割減を目指すというところに理由というか根拠がおりなのかどうなのか。2割減ということの妥当性について何かお考えがあればお聞かせください。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 成果指標の2割減の根拠でございますけれども、ただいまご発言がありましたとおり、刑法犯認知件数ですけれども、令和3年までは一旦8,633件まで減って、この後、新型コロナが収束した令和4年から刑法犯認知件数が上昇しているというトレンドになっているところでございます。

そういうトレンドの中で、現時点では第3次計画の成果指標の達成が難しいということで再度目指すべき目標として設定したところでございます。第3次計画の目標が9,000件という目標だったのですが、そこでの目標達成が難しいということで、再度、9,000件という目標を設定させていただいたところでございます。

○神元会長 ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○荒木委員 外国人の方が急速に増えておりまして、この方々から被害を受ける可能性が今後高まってくるかと思いますので、次の計画の中で十分にご検討をお願いしたいと思います。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○鈴木委員 57ページに新規に追加された「95 民間支援団体への支援」ですけれども、今後、民間の支援団体についてどういった支援を、地域に根差した支援をしているのかということ把握していくという方向性であると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（江積区政課長） ここでの支援というのは、第一義的には、情報の提供とか、それぞれの支援団体が行っている事業に対する後援とか、そういったことを行ってきたいと考えております。社会情勢等に応じて、その団体等が行う事業に応じて、札幌市とも連携できる部分が出てくるかと思いますので、そういったものについては、その時点で随時検討して支援を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木委員 地域振興部が窓口となってそちらの支援を行っていくということによろしいですね。

○事務局（江積区政課長） 区政課が窓口になりますので、こちらで対応させていただきたいと考えております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○神元会長 ほかにありませんか。

○木村委員 北海道CAPをすすめる会の木村です。

交通事故の被害発生状況が掲載されたということですが、内訳として、子どもが重点目標となっているので、子どもの割合が分かるとよりいいなと思いました。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 統計の所在があるかどうかも含めて確認させていただきたいと思います。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、答申案自体に修正すべきところは格別ないということでございますので、答申案についての審議会における可否を確認します。

市長への答申につきまして、審議会でもとめたこの案で行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○神元会長 皆様、ありがとうございました。

この内容をもって、札幌市長に答申することを決定させていただきます。

それでは、事務局から、今後の流れについて説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 今後の説明をさせていただきます。

今後につきましては、本日の審議内容を踏まえて確定した答申書を、委員の皆様を代表して神元会長から札幌市長へ答申を行っていただきたいと思います。と存じます。

なお、答申書については、追って皆様へ郵送させていただきたいと考えております。

また、答申後の流れでございますけれども、事務局にて答申内容を反映した計画案を作成の上、庁内での議論を進めてまいります。さらに、市議会への報告を経て、市民の皆様からご意見を頂戴する機会としてパブリックコメントを実施し、今年度内に計画策定、公表をさせていただくという予定で進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、次第3に移る前に一旦休憩を挟みたいと思いますので、事務局からご案内をお願いします。

○事務局（江積区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

皆様におかれましては、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定及び（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に関する審議に当たりまして、それぞれのお立場から大変貴重なご意見とお力添えをいただきました。

改めて、感謝を申し上げます。

冒頭で説明しましたとおり、次第3「札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考について」に移る前に、一時休憩とさせていただきます。

次第3は、冒頭での審議結果に基づき、非公開となります。

恐れ入りますが、記者、傍聴席の皆様は、休憩中にご退席をお願いいたします。

また、臨時委員の皆様におかれましては、委嘱させていただいた審議事項の審議を終えましたことから、ここまでのご出席となります。

常任委員の皆様におかれましては、次第3の審議につきましても、よろしく願いいたします。

それでは、これより5分程度の休憩とさせていただきますので、再開は10時52分からさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

[休 憩]

[次第3非公開]

3. 閉 会

○事務局（江積区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

次回の審議会の開催は3月頃を予定しておりますので、改めて日程調整をさせていただきますと考えております。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

なお、冒頭にご案内しておりますが、お配りした資料のうち、3-2、3-3、3-4
につきましては、回収いたしますので、事務局職員にお渡しいただきますようお願いいた
します。

本日は、ありがとうございました。

以 上